



乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の実施にあたり、各施設の実施予定と利用定員について協議するもの。

1 制度の概要

- ・ 保育所等に通園していない6か月から3歳未満の子どもを対象に、保護者の就労の有無に関わらず、時間単位で利用できるもの。
- ・ 令和7年度は、地域子ども・子育て支援事業の一環として自治体の判断で実施され、令和8年度からは、子ども・子育て支援法に基づく「乳児等のための支援給付」が創設され、全自治体での実施が義務化される。

■運営に関する詳細

対象者	0歳6か月以上満3歳未満で、保育所等に通っていない子ども
利用時間	子ども1人あたり月10時間が上限
利用料	1時間あたり300円
利用の流れ	・ 市への認定申請 ・ 利用施設での事前面談 ・ 利用予約 ・ 利用開始 ※各種手続きは、国が提供する「こども誰でも通園制度総合支援システム」を通じて行う。
実施場所	公立保育所数か所、私立園数か所での実施を予定

2 実施予定施設と利用定員

実施を予定している園と、利用定員は次のとおり。

施設類型	施設名	所在地	事業区分及び利用定員
保育所 (公立)	江釣子保育園	上江釣子	【事業区分】 余裕活用型 【利用定員】 在籍児童数が、利用定員を下回る場合の空き枠の範囲内
保育所 (私立)	川岸保育園	川岸	
小規模 保育事業 (私立)	ニコニコ保育園	上野町	
幼稚園型 認定こども園 (私立)	むらさきの幼稚園	村崎野	【事業区分】 一般型 【利用定員】 検討中であり、今後において認可申請等が提出される。

※今後において実施意向が示された場合は、認可及び確認を経て、順次事業を開始するものとする。

3 スケジュール

- 令和8年3月
- ホームページ等による周知
- 4月
- 利用者の認定申請開始
- 4月以降
- 事業の開始